

## Industry 4WRD に関連する制度について

### 1. はじめに

マレーシア政府は2018年10月、インダストリー4.0に関する国家政策「Industry 4WRD」を発表し、マレーシア地場中小企業の生産性向上及びスマートマニュファクチャリング化を目指す方針を示した。マレーシア投資貿易産業省（MITI）が管轄省庁となり、傘下の機関が実施機関として運営。

2019年初めより、インダストリー4.0関連技術の導入を考える地場中小企業への支援策である、生産現場の準備状況を診断するReadiness Assessment（RA）を開始。

関連ウェブサイト

MITI：Industry4WRD

<https://www.miti.gov.my/index.php/pages/view/industry4WRD?mid=559>

### 2. マレーシア政府の支援策

#### (1) Readiness Assessment（RA） ※準備状況診断

##### ① 概要

- ・ インダストリー4.0関連技術の導入を考える企業に対して、生産現場の技術導入に対する準備状況を診断する制度。
- ・ マレーシア資本60%以上かつマレーシアの定義における中小企業（※）については、指定の政府機関にRAを実施し、かかる費用は政府が全額補助する。
- ・ 2020年1月、政府機関であるマレーシア標準工業研究所（SIRIM）、マレーシア自動車・ロボティクス・IoT研究所（MARii）、マレーシア・マイクロエレクトロニクス・システム研究所（MIMOS）の3機関が評価機関として任命された。その後2021年までに、評価機関は9まで増加。

##### ② 主な申請条件

- ・ 製造業または製造関連サービスの地場中小企業
- ・ マレーシア会社法の下で設立した法人
- ・ 有効な製造業ライセンスおよび／またはビジネスライセンスを保持している
- ・ 当該事業において操業開始から3年以上経過している

⇒申請後、技術委員会において審査がある。

##### ③ 内容

- ・ MITIのウェブサイトよりオンラインで申請し採択された場合、政府による全額補助により、①の3機関のいずれかによるRAを実施。技術導入の提案を含めた報告書が作成される。

- ・ RAの申請管理はマレーシア開発公社（MPC）。
- ・ 診断項目は、「人材」「技術」「工程」の3つの大項目で構成される各要素により診断される（大項目がさらに、8の中項目、21の小項目に分類されている）。

④ 進捗状況

2019年に508社、2020年に376社、2021年に172社、2022年に268社が採択された。

⑤ 関連ウェブサイト

MITI：Industry 4WRD

<https://www.miti.gov.my/index.php/pages/view/4832>

⑥ その他

上記①～④は中小企業向けの政府全額負担によるRAの情報。地場大企業や多国籍企業で、第三者機関等を通じて自己負担で独自にRAを実施した場合は、最大27,000リンギの税額控除を受けることができる。

（注）マレーシアの中小企業の定義

製造業：売上高5,000万リンギ以下 OR 従業員200人以下、サービス業：売上高2,000万リンギ以下 OR 従業員75人以下

ただし、多国籍企業（MNC）等は対象外となっている。

以下は、RAを実施した企業が申請できる主な補助金制度。

## (2) Industry 4WRD Intervention Fund

① 概要

- ・ 政府が全額負担するRAを実施した地場中小企業のうち、RA報告書の導入提案を基に、実際に導入を進める企業が申請できる補助金制度。政府と企業が費用を出し合うマッチング補助金。負担率は、政府：企業＝70：30。

② 主な申請条件

- ・ 政府が全額補助するRAを実施し、報告書を受領している企業。
- ・ RA報告書において提案されている導入実施案に沿ったプロジェクトで、原則12ヵ月以内に完了する。
- ・ RA報告書を受領日（MPCが報告書に関する承認レターを発行した日）から2ヵ月以内に申請書を提出。

⇒申請後、MIDAを中心に提案の有効性、企業の財政状況、当該提案プロジェクトの実施により得られる生産性改善や事業の成長、インダストリー4.0の技術のうち少なくとも1つを導入するものであるかなどの観点で審査される。企業の要望に応じて、審査会にてプレゼンテーションを行うことも可能。

③ 補助金の内容

- ・ 導入にあたって必要な費用のうち、70%を政府が補助。30%は企業の自己負担

となる。政府補助の上限額は、50万リンギ（約1,350万円）。政府が70%補助した場合、合計が2,000万円程度の技術が導入可能。

※これ以上の金額の技術を導入することも可能。その場合は、政府補助は50万リンギまでで、残りは企業が負担する。

- ・ 政府補助70%のうち、30%は事前に受け取れる。残りは、プロジェクト完了後に、支出項目を確認したうえで支給される。
- ・ 補助金支給対象として認められない項目が明記されている。土地などの資産購入、マーケティング、給与などの費用、プロジェクトに関係ない費用は対象外となるほか、研究開発（R&D）活動への支出も対象外。
- ・ 予算に達したため、2023年9月15日をもって新規の申請受付を終了した。

④ 関連ウェブサイト

MIDA：Industry 4.0 (Industry4WRD) Incentives

<https://www.mida.gov.my/forms-and-guidelines/industry-4-0-industry4wrld-incentives/>

### (3) Industry 4WRD Domestic Investment Strategic Fund (DISF)

① 概要

- ・ RA（政府負担、自己負担に限らず）を実施した企業のうち、実際に導入を進める企業が申請できる補助金制度。政府と企業が費用を出し合うマッチング補助金。負担率は、政府：企業＝60：40。

② 主な申請条件

- ・ マレーシア会社法の下に設立されたマレーシアの居住会社
- ・ 60%以上がマレーシア資本
- ・ RAを実施している（政府負担、自己負担に限らず）
- ・ 政府が定めるインダストリー4.0に関連する11種の技術※のうち、最低1つを導入する。
- ・ 原則3年以内で完了するプロジェクト  
⇒申請後、審査が行われる。

③ 補助金の内容

- ・ 導入にあたって必要な費用のうち、60%を政府が補助。40%は企業の自己負担となる。
- ・ DISFは払い戻しタイプの補助金であるため、プロジェクト完了後に支出項目を確認したうえで支給される。
- ・ 補助金使用の目的が明記されており、次の5つの目的のために使用する費用が認められる。①研究開発（R&D）活動、②トレーニング、③設備・機械の近代化および更新、④新技術またはハイテク技術のライセンスまたは購入、⑤国際基準

または認証の取得。

- ・ 2021年12月31日までにMIDAの承認を受けたプロジェクトが対象とされていたが、予算に達したため、2021年12月17日をもって新規の申請受付を終了した。

④ 関連ウェブサイト

MIDA： Industry 4.0 (Industry4WRD) Incentives

<https://www.mida.gov.my/forms-and-guidelines/industry-4-0-industry4wrд-incentives/>

※ 政府が定める11の技術

- |                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| a) Big Data Analytics       | b) Cloud Computing        |
| c) Augmented Reality        | d) Cybersecurity          |
| e) Artificial Intelligence  | f) Additive Manufacturing |
| g) System Integration       | h) Simulation             |
| i) Internet of Things (IoT) | j) Autonomous Robots      |
| k) Advanced Materials       |                           |

以下は、マレーシア・マイクロエレクトロニクス・システム研究所（MIMOS）が運営する、インダストリー4.0技術のソリューションプロバイダーのオンラインプラットフォーム。

**(4) Biz4WRD**

- ・ インダストリー4.0技術の関連ソリューションを所有するソリューションプロバイダーが登録できるプラットフォーム。
- ・ 地場系、外資系、企業規模を問わず、登録が可能（日系企業も登録可能）。
- ・ インダストリー4.0の導入に関心のある地場企業などがアクセスし、ソリューションプロバイダーを検索することができる。

関連ウェブサイト

MITI： Biz4WRD

<https://biz4wrд.miti.gov.my/public>

Biz4WRD ガイドライン

<https://biz4wrд.miti.gov.my/assets/docs/Biz4WRD.pdf>

以上

\*\*\*\*\*

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。